

茨木市指定給水装置工事事業者の研修会に関する取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年茨木市水道事業管理規程第3号。第2において「規程」という。）第20条第1項に規定する研修会について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 研修の対象は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が規程第4条第1項の指定を行った指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の代表者、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）等、関係者への周知及び教育を実施できる者とする。

(時期)

第3 研修会は、おおむね3年に1回開催するものとする。

(通知)

第4 管理者は、研修に際し、指定工事事業者に対して実施通知を行うものとする。

(申込手続)

第5 研修を受講する指定工事事業者は、次に掲げる事項を記載した申込書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 指定番号、指定工事事業者名、代表者氏名及び住所
- (2) 研修を受講する者の氏名
- (3) 在籍の主任技術者名
- (4) その他必要事項

(実費徴収)

第6 管理者は、研修会の開催に必要な会場費等を受講者から実費徴収する。

(修了証書の交付)

第7 管理者は、研修を受講した指定工事事業者に対して、修了証書を交付する。

(不参加者の取扱い)

第8 管理者は、研修を受講しなかった指定工事事業者に対し、書面によりその理由の提出を求めることができる。

(実施主体)

第9 研修は、管理者が実施する。ただし、複数の水道事業者が日本水道協会大阪府支部等を主体として広域的に研修を開催することをさまたげるものではない。

(研修テキスト)

第10 研修テキストは、管理者が必要と認めたものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、その他研修に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から実施する。